

○沖縄県立看護大学における公的研究費不正使用
及び研究不正行為防止に関する規程

(平成 19 年 11 月 12 日)

[沿革] 平成 20 年 4 月 1 日 改正

[沿革] 平成 28 年 1 月 20 日 改正

[沿革] 平成 28 年 9 月 21 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定・平成 26 年 2 月 18 日改正) 及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)を踏まえ、必要な措置を講じることにより、沖縄県立看護大学(以下「本学」という。)における教職員、研究に関わる学生、研究あるいは公的研究費に関わる職員(以下「研究者等」という。)の公的研究費の不正使用及び研究上の不正行為を防止することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において「公的研究費」とは次のとおりとする。

(1) 科学研究費等の国からの競争的資金及び研究資金(文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金及び研究資金を含む。)、基盤研究費として大学から支給される研究費、企業等との共同研究等により措置される研究費並びに奨励寄付金による研究費等、研究者が大学において使用するすべての研究費をいう。

2 この規程において「研究上の不正行為」(以下「不正行為」という。)とは、研究者等(過去に在職又は在学していた者を含む)が本学在職中又は在学中に行った研究に係る次の行為をいう。

- (1) 研究の申請、実施、若しくは報告又は研究成果の公表における故意あるいは研究者としての注意義務を怠ったことによる捏造、改ざん及び濫用
- (2) 公的研究費の不正使用
- (3) 第 1 号及び第 2 号に係る証拠隠滅及び立証妨害

(最高管理責任者)

第 3 条 最高管理責任者は、学長とする。

2 最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理及び不正行為の防止について、機関全体を統括し、最終責任を負うものとする。

3 最高管理責任者は、不正行為防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って不正行為防止のために設けた規則及び措置の運営及び管理が行えるよう適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 統括管理責任者は、学部長とする。

- 2 統括管理責任者は、公的研究費の運営・管理及び不正行為防止について、最高管理責任者を補佐し、機関全体を統括し実質的な責任と権限を負うものとする。
- 3 統括管理責任者は、不正行為防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 コンプライアンス推進責任者は、事務局長とする。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理及び不正行為防止について、実質的な責任と権限を負うものとする。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる事項を実施するものとする。
 - (1) 全構成員に対する具体的な対策を講じ、その実施状況を確認するとともに、統括管理責任者への報告を行う。
 - (2) 全構成員に対する不正行為防止のための教育の実施及び受講状況の管理監督を行う。
 - (3) 全構成員が、適切な公的研究費の管理・執行及び不正行為防止の対策を行っているかをモニタリングし、必要に応じた改善指導を行う。

(研究倫理教育責任者)

第6条 研究倫理教育責任者は、コンプライアンス推進責任者が指名するものをもって充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、研究倫理教育について実質的な責任と権限を有する者とし、研究者等に対し、研究倫理に関する教育を定期的に行うものとする。

(経理事務責任者)

第7条 経理事務責任者は、総務課長とする。

- 2 総務課長は、公的研究費の出納及び保管について、事務局全体を統括し実質的な責任と権限を負うものとする。

(公的研究費の事務処理に関する職務権限の明確化)

第8条 最高管理責任者は公的研究費に係わる事務手続きについて、研究者等と事務局職員の職務権限を明確にし、それに応じた組織体制を整備しなければならない。

(公的研究費に係わる事務手続きルールの明確化等)

第9条 公的研究費に係わる事務手続きについては、適正な運営が図られるよう、ルールの明確化および統一化を図るとともに、その運用に際して常に検証を行う。また、ルールの全体像を体系化し、研究者等に対して周知徹底しなければならない。

(公的研究費に係わる事務手続き相談窓口)

第10条 公的研究費に係わる事務手続きについては、本学事務局総務課に設置し、効率的な研究遂行を適切に支援するものとする。

(研究者等の倫理)

第11条 研究者等は、公的研究費使用において、経費執行に関する説明責任を有するとともに、公的研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為の防止に努めるものとする。

(不正行為防止計画)

第12条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用及び不正行為の防止に向けた管理・運営体制を整備し、不正行為防止計画を策定し、その進捗管理に努めなければならない。

(研究不正防止計画推進委員会)

第13条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用及び不正行為の防止に向けた管理・運営に関して、内部監査部門とは別に、最高管理責任者直轄の不正行為防止計画推進部署として、研究不正防止計画推進委員会を設置する。

2 研究不正防止計画推進委員会は、研究不正行為防止のために、個々の研究者が行う研究に関して、研究記録及び研究データ（実験記録、解析記録、解析に用いた生データ、物品・データの入手に関する記録など、研究が科学的及び倫理的に適切に遂行されているあるいはされたことを検証するのに必要な全ての紙媒体及び電子媒体での記録）の保存期間と保存方法を定め、これを研究者等に周知し義務づけるものとする。

(公的研究費の適正な運営・管理活動)

第14条 研究者等は、公的研究費の使用について、不正行為防止計画を踏まえ、適正に予算を執行しなければならない。

2 最高管理責任者は、コンプライアンス推進責任者と連携し、事務手続きの明確化に対して、発注・検収システムを構築し、不正取引や業者癒着の未然防止対策を講じなければならない。その担当は、事務局総務課とする。

3 不正な取引に関与した業者に対する取引停止等の処分方針については、本学が発注する契約に係る取引停止等に関する規程に基づくものとする。

(モニタリング及び監査)

第 15 条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用が発生する可能性を最小にするために、実効性のあるモニタリングシステム及び内部監査制度を整備するものとする。

2 内部監査部門は、研究不正防止計画推進委員会、他の監査機関（外部）との連携を強化しなければならない。

(研究不正問題調査会)

第 16 条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用及び不正行為に関する事案を調査・審議する組織として、研究不正問題調査会（以下、「調査会」という。）を設置する。

2 調査会の委員は、学部長、研究科長（学長が兼務している場合は最高管理責任者が指名した教員）、事務局長、最高管理責任者が指名した教員及び最高管理責任者が委嘱する学外の有識者（全委員の半数以上）によって構成する。

3 委員長は最高管理責任者が任命する。

(通報)

第 17 条 本学における公的研究費の不正使用及び不正行為に係わる通報（以下「通報」という。）の窓口及び通報に関する相談窓口は、事務局総務課及び研究不正防止計画推進委員会の各委員とする。通報があった場合、研究不正防止計画推進委員会に例外なく報告されるものとし、同委員会において受理あるいは不受理を決めるものとする。

2 通報は、電子メール、通報申立書（別紙様式 1）、電話、ファクシミリ又は面会により受け付けるものとする。

3 通報は原則として顕名にて行われるものとし、事案の内容の明示と不正行為であることを示す合理的根拠を付したもののみを受理するものとする。

4 匿名による通報があった場合、その内容に応じて顕名の通報と同等に受理することができる。この場合において、当該通報者に対しての本規程に規定する通知及び報告は行わないものとする。

5 インターネット上の掲載あるいは報道機関による報道などにより本学に係る不正行為の疑いを本学が把握した場合は、第 2 項に規定する通報を受け付けたものとして取り扱うものとする。

6 研究不正防止計画推進委員会の各委員及び通報・相談窓口担当者は、通報者あるいは相談者が職務上の不利益を被らないよう最大限の配慮を行うものとする（悪意に基づく通報と認定された場合を除く）。

(報告及び予備調査)

第 18 条 通報窓口担当者は、通報を受けた場合、直ちに最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者へ報告して情報共有を図り、研究不正防止計画推進委員会に

その内容を報告する。

- 2 最高管理責任者は、通報を受けた事案に対して研究不正防止計画推進委員会において受理が決定された場合、調査会に対してその予備調査を行わせるものとする。ただし、通報者、被通報者と利害関係にある者は調査から除外する。
- 3 調査会は、その事実関係について速やかに予備調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告する。
- 4 最高管理責任者は、前項の報告を受けたときは、通報等の受付から 30 日以内に、その内容の合理性を確認し、本調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を文部科学省及び資金配分機関（以下、「関係機関等」という。）に報告する。
- 5 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、調査の開始を通報者に通知するものとし、調査を実施しないときは、その理由と併せて通報者に通知する。
- 6 悪意に基づく通報と認定しようとする場合は本調査を行う。

（本調査）

第 19 条 最高管理責任者は、前条により本調査の実施を決定した場合は、本調査の実施決定後概ね 30 日以内に本調査を開始させるものとする。

- 2 最高管理責任者は、被通報者を含む調査の対象者（以下「調査対象者」という。）及び通報者に委員の氏名、所属等を含む調査会構成を通知する。
- 3 前項の通知を受けた調査対象者及び通報者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して 7 日以内に理由を付して異議申立を行うことができる。最高管理責任者は、意義申立の内容を確認し、妥当と認めた場合は委員の交代等適切な対応を行うとともに、その結果を調査対象者及び通報者に通知する。

（本調査の方法等）

第 20 条 本調査は、不正行為について、不正行為の事実の有無、不正の内容、関与した者及びその関与の程度、公的研究費の不正使用の相当額を調査するものとする。また、内容により調査対象者の他事案における不正行為の有無について調査すべきと思料される場合は、通報があった事案以外の調査も行うものとする。

- 2 調査会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について関係機関等に報告し、必要な協議をしなければならない。
- 3 調査会は、調査対象者に対し関係資料の提出、事実の証明、事情聴取及びその他調査に必要な事項を求めることができる。
- 4 調査会は、必要な範囲で、調査対象者に対し調査事案に関する公的研究費の使用停止及び証拠資料となる研究資料等の保全措置や研究活動の停止を命ずることができる。

(認定)

第 21 条 調査会は、本調査の開始後 150 日以内に、不正行為の事実の有無、その内容、関与した者及びその関与の程度、公的研究費の不正使用の相当額について認定を行い、調査結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

2 調査会は、通報が悪意に基づくものであり不正行為が行われなかつたと認定する場合は、通報者に弁明の余地を与えなければならない。

3 最高管理責任者は、調査会の報告に基づき、調査対象者及び通報者に対し、調査結果を通知する。

(不服申し立て)

第 22 条 調査対象者及び通報者は、前条第 3 項の調査結果を受けた日の翌日から起算して 14 日以内に最高管理責任者に対し、不服申立書（別紙様式 2）により不服申し立てができるものとする。

2 最高管理責任者は、前項の不服申し立てがあった場合は、調査会に対して、当該事案に対する再調査を要請しなければならない。この場合において、異議申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、最高管理責任者は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査会に代えて他のものに審査をさせることができるものとする。

3 最高管理責任者は、第 1 項の不服申し立てがあった場合は、関係機関等に報告しなければならない。

4 第 2 項の再調査の指示があった場合、調査会は再調査を行い、不服申し立てを受けた日から 50 日以内にその結果を最高管理責任者に報告するものとする。

5 前条第 2 項の悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申し立てがあった場合、調査会は 30 日以内に再調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。

6 最高管理責任者は、前 2 項の報告に基づき、不服申し立てに対する決定を行い、その結果を不服申し立てした者及び調査会に通知するものとする。

7 最高管理責任者は、再調査を実施しないことを決定した場合は、再調査をしない旨をその理由と併せて不服申し立てをした者及び調査会に通知するものとする。

8 不服申し立てをした者は、前 2 項の決定に対して、再度不服申し立てをすることはできない。

(調査結果の報告)

第 23 条 調査会の委員長は、第 21 条第 3 項による調査結果の通知後、調査対象者及び通報者から不服申し立てがなく、その内容が確定した場合、又は前条第 1 項による不服申し立てに対し、同条第 6 項若しくは第 7 項の決定が行われた場合は、最終報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに最高管理責任者に提出しなければならない。

(措置)

第 24 条 最高管理責任者は、前条第 1 項による報告に基づき、その調査結果の概要を調査対象者及び通報者に通知するとともに、関係機関等に対して、告発等受付の日から 210 日以内に、発覚の時期、関係者の氏名、調査体制、調査内容、不正行為の内容、調査の結果、調査対象者が関わる他事案の状況、関係者の処分、再発防止策等必要事項をまとめ、報告しなければならない（調査報告）。なお、上記の期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を関係機関等に提出しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正行為の事実が一部でも調査会により認定された場合には、関係機関等へ報告しなければならない。
- 3 前 2 項のほか、最高管理責任者は、関係機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況の報告及び中間報告を提出しなければならない。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出、閲覧又は現地調査の求めがあつた場合は、これに応じなければならない。
- 4 最高管理責任者は、前 3 項による報告の結果、当該関係機関等から公的研究費の返還命令を受けたときは、調査対象者に当該金額を返還させるものとする。
- 5 当該事案の内容について悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置を講じるものとする。
- 6 最高管理責任者は調査会の報告に基づき懲戒処分の検討が必要であると認めた場合は、必要な措置を講じなければならない。
- 7 最高管理責任者は、前条第 1 項による報告に基づき、不正行為が認められなかったときは、必要に応じて通報者及び調査対象者への不利益発生を防止するための措置を講じるものとする。
- 8 最高管理責任者は、調査の過程において関係機関等への最終報告期限を延長する合理的理由があると判断する場合は、関係機関等と協議し、最終報告期限の延長が認められた場合のみ、その認められた期間を延長することができる。

(調査結果の公表)

第 25 条 最高管理責任者は、前条の規定による措置のほか、不正行為があったと認められたときは、合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合を除き、速やかに調査結果を公表するものとする。この場合において、公表する内容は、氏名を公表することを基本とするとともに、その他の情報についても特に不開示とする必要があると認められる場合を除き、前条第 1 項の調査報告の内容を公表するものとする。

- 2 最高管理責任者は、調査事案が学外に漏洩していた場合及び社会的影響の大きい重大な事案の場合については、必要に応じて当該調査の途中であっても、関係機関等に報告後に中間報告として公表することができるものとする。
- 3 不正行為が認められなかった場合は、原則として調査報告の公表は行わないものとする。

ただし、悪意に基づく通報と認定された場合や社会的に影響が生じている事案の場合は公表するものとする。

(被通報者の保護)

第 26 条 最高管理責任者は調査の結果、通報に係わる事案について不正行為が認められなかった場合において、被通報者に対する名誉毀損、教育研究活動への支障等が生じている場合は、その回復に適切な措置を講じなければならない。

(調査協力および不利益取り扱いの禁止)

第 27 条 研究者等は、通報に係わる調査について、協力を求められた場合は、誠実に対応しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、通報に係わる事案の調査において、関係する研究者等に不利益が被ることがないよう、十分配慮し、必要な措置を講じなければならない。
- 3 通報に係わる事案にかかわった者は、その中で知り得た情報の取り扱いについて、名誉、プライバシー及び人権の尊重に十分配慮し、守秘義務を遂行しなければならない。

(意志決定手続きの公開)

第 28 条 公的研究費の不正使用及び不正行為の防止に関する本学の取組方針及び意志決定手続きについては、ホームページ上に公開する。

(その他)

第 29 条 この規程に定めるもののほか、本規程の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 11 月 12 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 1 月 20 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 9 月 21 日より施行する。